

政府

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

番号：35/2020/ND-CP

ハノイ、2020年3月24日

競争法の条項の一部の詳細を定める議定

2015年6月19日付政府組織法に基づき、

2018年6月12日付競争法に基づき、

商工大臣の提議に踏まえ、

政府は競争法の条項の一部の詳細を定める議定を公布する。

第1章

総則

第1条 適用範囲

この議定は、競争法の第9条、第10条、第13条、第26条、第31条、第32条、第33条、第36条、第56条および第82条について詳細を定めるものである。

第2条 用語の解釈

1. 他の事業者またはその事業者の一部の分野・業種を統制・支配することは、以下のいずれか一つに該当する場合である。

a) 買収する事業者は、買収される事業者の定款資本の50%超または議決権を有する株式の50%超の所有権を取得した。

b) 買収する事業者は、買収される事業者の全部または一つの経営分野・業種におけるその買収される事業者の資産の50%超の所有権もしくは使用権を取得した。

c) 買収する事業者は以下のいずれか一つの権利を有する。

- 買収される事業者の取締役会の構成員の過半数もしくは全員、社員総会会長、社長もしくは総社長の選任、免任もしくは罷免を直接または間接に決定する。

- 買収される事業者の定款の改正、補足を決定する。
 - 買収される事業者の経営組織形態の選択、経営分野・業種・地域・形態の選択、経営の規模および分野・業種の調整選択、経営資本の呼び込み・分配・使用の形式・方式の選択を含む、買収される事業者の経営活動における重要な事項を決定する。
2. 組織および財務に関して連結する事業者グループ（以下、総称して連結事業者グループという。）とは、グループ内の同じ一つもしくは複数の事業者の統制・支配を受け、または運営部門を共有する事業者グループである。
 3. 市場占有率の値とは、競争法第 10 条に基づき確定される、関連市場における一つの事業者の市場占有率の数字による値であり、例えば、関連市場における市場占有率が 30 パーセント（30%）である事業者の場合、当該事業者の市場占有率の値は 30 である。
 4. 関連市場における各事業者の市場占有率の値の二重の合計は、以下の公式により算定される。
市場占有率の値の二重の合計 = $S_1^2 + S_2^2 + \dots + S_n^2$
そのうち： S_1, \dots, S_n は第 1 番目の事業者ないし第 n 番目の事業者それぞれの市場占有率の値である。
例：同じ関連市場において、市場占有率がそれぞれ 30%、30%および 40%である 3 つの事業者がある。関連市場における 3 つの事業者の市場占有率の値の二重の合計は、 $30^2 + 30^2 + 40^2 = 3400$ と確定される。
 5. 市場参入・拡大の障壁とは、事業者の市場参入・拡大を妨害する要素である。

第 2 章

関連市場および市場占有率の確定

第 1 節

関連市場の確定

第 3 条 関連市場

1. 関連市場は、関連製品市場および地理的関連市場を基礎にして確定される。
2. 関連市場を確定するにあたり、国家競争委員会は、分野・領域を管理する機関、専門性がある企業、組織および個人の意見を聴取する権限を有する。

第4条 関連製品市場の確定

1. 関連製品市場は、特性、使用目的および価格に関して、相互に代替可能な物品、サービスの市場である。
2. 物品、サービスが以下の一つまたは複数の要素について同様または類似する場合に、当該物品、サービスは特性について相互に代替可能であるとみなされる。
 - a) 物品、サービスの特徴
 - b) 物品、サービスの成分
 - c) 物品、サービスの物理的、化学的な性質
 - d) 物品、サービスの技術的性能
 - dd) 物品、サービスの使用者に対する副作用
 - e) 使用者の吸収力
 - g) 物品、サービスのその他の特殊の性質
3. 物品、サービスが同様の主要な使用目的を有する場合、当該物品、サービスは、使用目的について相互に代替可能であるとみなされる。
4. 物品、サービスの価格の格差が、類似の取引条件において5%を超えない場合に、当該物品、サービスは、価格について相互に代替可能であるとみなされる。5%を超えた格差がある場合、国家競争委員会は、さらに本条第5項に定める複数の要素にも基づいて、または本条第6項に定める方法を実施して、価格について相互に代替可能な物品、サービスを確定する。
5. 本条第2項、第3項、第4項に定める、物品、サービスの相互の代替可能性の確定により関連製品市場に関して結論を出せていない場合、国家競争委員会は、以下の一つまたは複数の要素についてもさらに検討する。
 - a) 他の種類の物品、サービスの価格の変動がある場合における一つの種類の物品、サービスの需要の変動の率
 - b) 顧客が、他の物品、サービスを購入または使用することに至るまでの必要な費用および時間
 - c) 物品、サービスの使用期間
 - d) 消費慣習
 - dd) 物品、サービスの代替可能性に影響を及ぼす法令の規定

e) 異なる各顧客グループの売買価格に関する分別可能性

g) 本議定第5条に基づく一つの種類の物品、サービスの供給についての代替可能性

6. 国家競争委員会は、必要に応じて、以下の方法により、価格についての相互の代替可能性を確定することができる。

物品、サービスは、関連地理的区域において居住している消費者のランダムな1000人の調査対象のうち少なくとも35%が、使用しているもしくは使用しようとする物品、サービスの価格が10%超増額し、かつ連続6か月その状況が継続する場合に、当該物品、サービスと同様の特性、使用目的を有するその他の物品、サービスを購入することに転換したもしくは購入しようとするとき、価格について相互に代替可能であるとみなされる。

本号に定める関連地理的区域に居住している消費者の人数が1000人未満である場合、ランダムな調査対象の人数は、当該地理的地域内の消費者総数の最低50%で確定される。

第5条 供給に関する代替可能性の確定

供給に関する代替可能性とは、一種の物品、サービスの価格が5%から10%まで上がる場合に、かなりの程度の費用の増加がなく、6か月未満の期間で、当該物品、サービスを製造・経営している各事業者が製造量・販売量を増加させることができ、またはその他の事業者が当該物品、サービスの製造・経営を開始しもしくは当該物品、サービスの製造・経営に転換することである。

第6条 特別な場合における関連製品市場の確定

1. 特別な場合における関連製品市場は、特殊の一つまたは一つのグループの物品、サービスの市場として、当該物品、サービスの特性、消費慣習もしくは情報技術を使用する方法を含む特殊な取引方法に基づき確定され得る。

2. 本条第1項に定める場合において関連製品市場を確定するにあたり、関連製品を補助する物品、サービスの市場について追加検討することができる。

3. 関連製品を補助する製品は、関連製品の性能、効果を向上させるために使用され、または関連製品の使用に必要となる物品、サービスである。したがって、補助製品の価格が増加または減少するとき、関連製品の需要がそれに依りて減少または増加する。

第7条 関連地理的市場の確定

1. 地理的関連市場は、物品、サービスが供給される具体的地理的区域で、類似の競争条件に対して相互に代替可能であり、かつ、近接する地理的区域に対してかなりの差異を有するものである。

2. 本条第1項に定める地理的區域の境界は以下の要素に基づき確定される。

- a) 関連物品・サービスの流通に参加する事業者の営業拠点がある地理的区域
 - b) 本項第 a 号に定める地理的区域における関連物品・サービスとの競争に参加できるほど当該地理的区域と十分に近い近接の地理的区域において所在する他の事業者の営業拠点
 - c) 物品の運送、サービスの供給にかかる費用
 - d) 物品の運送、サービスの供給にかかる時間
 - dd) 市場参入・拡大の障壁
 - e) 消費慣習
 - g) 顧客が物品、サービスを購入するための費用、時間
3. 地理的区域は以下のいずれか一つの水準を満たした場合に、類似の競争条件を有し、かつ、近接する地理的区域に対してかなり異なるとみなされる。

- a) 運送費用および運送時間により、物品、サービスの価格が 10%以下増加する。
- b) 本議定第 8 条に規定される市場参入・拡大の障壁の一つが存在する。

第 8 条 市場参入・拡大の障壁

市場参入・拡大に対する各種の障壁は以下のとおりである。

1. 輸入税および輸入割当に関する規定、技術基準、物品・サービスを製造・経営するための条件・手続、物品・サービスの使用に関する規定、職業水準および国家管理機関のその他の行政決定を含む法令の規定、国家の政策によりもたらされる法的障壁
2. 物品・サービスの製造・経営の投資費用、事業者による資本源、信用およびその他の金融源へのアクセス能力を含む財政的障壁
3. 事業者が市場から撤退するときに回収できない、市場参入時の初期費用
4. 供給源および製造・経営のための必要不可欠なインフラストラクチャ、市場における物品・サービスの流通・販売のネットワークへのアクセス、掌握に対する障壁
5. 消費慣習
6. 経営の通例、慣習
7. 知的財産権に関する法令に基づく著作権ならびに著作隣接権、工業所有権および植物品種の権利を含む知的財産に対する組織・個人の権利の実行に関する障壁

8. その他の市場参入・拡大の障壁

第2節

市場占有率の確定

第9条 関連市場における事業者の市場占有率の確定原則

1. 関連市場における事業者の市場占有率は、競争法第10条に定める方法のいずれか一つにより確定される。
2. 市場占有率を確定するにあたり、国家競争委員会は、分野・領域を管理する機関、専門性がある企業、組織および個人の意見を聴取する権限を有する。

第10条 連結事業者グループの市場占有率の確定

1. 連結事業者グループの一種の物品・サービスの売上高、購入取引高、売り上げた数量、購入した数量は以下のとおり確定される。
 - a) 連結事業者グループの市場占有率を確定するための一種の物品・サービスの売上高、購入取引高、売り上げた数量、購入した数量は、連結事業者グループ内の全ての事業者の当該物品・サービスの売上高、購入取引高、売り上げた数量、購入した数量の合計で算定される。
 - b) 連結事業者グループの一種の物品・サービスの売上高、購入取引高、売り上げた数量、購入した数量は、連結事業者グループ内の各事業者間の物品売却・サービス供給による売上高、購入取引高、売り上げた数量、購入した数量を含まないとする。
2. 連結事業者グループに属する事業者の市場占有率は、当該連結事業者グループの市場占有率である。

第3章

競争制限協定のかなりの程度の競争制限作用またはその惹起の可能性の評価

第11条 競争制限協定のかなりの程度の競争制限作用またはその惹起の可能性の評価内容

1. 国家競争委員会は、競争法第12条3項および4項に定める場合に該当する競争制限協定のかなりの程度の競争制限作用またはその惹起の可能性を評価する。
2. 競争制限協定のかなりの程度の競争制限作用またはその惹起の可能性の評価は、以下の一つもしくは複数の要素に基づく。

- a) 協定に参加しない競争相手である各事業者との相関関係で評価される、協定に参加する各事業者の市場占有率の値の変更の成り行き、傾向
- b) 本議定第8条に定める、市場参入・拡大時に事業者の決定に影響を与える要素に基づき、協定の競争制限作用またはその惹起の可能性を確定するために評価される市場参入・拡大の障壁
- c) 関連分野および領域における技術研究、開発、革新または技術能力向上の目標に対する競争制限協定の競争制限作用またはその惹起の可能性を確定するために評価される技術研究、開発、革新の制限または技術能力の制限
- d) 製造・経営活動に対するインフラストラクチャの必要不可欠性、および協定に参加しない競争相手である事業者が当該インフラストラクチャもしくは類似のインフラストラクチャにアクセス、掌握するための費用、時間に基づき、評価される必要不可欠なインフラストラクチャへのアクセス、掌握可能性の減少
- dd) 協定発生の前後の協定参加事業者の物品・サービス購入時における、または協定参加事業者の物品・サービスに代えて他の関連する物品・サービスを購入する場合の、顧客の必要な費用、時間の比較により確定される、増加協定参加事業者の物品・サービス購入時における、または協定参加事業者の物品・サービスに代えて他の関連する物品・サービスを購入する場合の、顧客の費用、時間の増加
- e) 市場における各事業者の競争活動に対する、協定参加事業者に関連する分野・領域における、各特殊要素の支配の度合いに基づき確定される、協定参加事業者に関連する分野・領域における、各特殊要素の管理を通じた、市場における競争阻止の惹起

3. 競争制限協定は、以下のいずれか一つに該当する場合、かなりの程度の競争制限作用を惹起しないまたはその惹起の可能性がないとみなされる。

- a) 同じ関連市場における各事業者間の競争制限協定であり、協定に参加する事業者の合同市場占有率が5%未満である場合
- b) 特定の物品・サービスを一連として製造、流通、供給する場合の異なる段階ごとにおいて経営を行う各事業者間の競争制限協定であり、協定に参加するそれぞれの事業者の市場占有率が15%未満である場合

4. 協定の競争制限作用またはその惹起の可能性を評価するにあたり、国家競争委員会は、関連する機関、組織、個人の意見を聴取し、かつ、協定に参加する事業者に対して、必要な情報、資料の提供を要請する権限を有する。

第4章

かなりの市場優位性の確定

第12条 事業者および事業者グループのかなりの市場優位性の確定内容

1. 国家競争委員会は、以下の一つまたは複数の要素に基づき、競争法第26条に定める事業者および事業者グループのかなりの市場優位性を確定する。

a) 関連市場における各事業者・事業者グループ間の市場占有率の比較に基づき評価される、関連市場における各事業者間の市場占有率の相関関係

b) 競争相手であるその他の事業者との相関関係における、事業者、事業者グループの財政能力、資本源・信用およびその他の金融源へのアクセス能力、総資本源、総資産、労働者数、製造規模、物品・サービスの流通・販売ネットワークに基づき評価される、事業者、事業者グループの財政、規模の優位性

c) 本議定第8条に定める、市場参入・拡大時に事業者の決定に影響を与える要素に基づき評価される、その他の事業者に対する市場参入・拡大の障壁

d) 物品・サービスの流通・消費ネットワークまたは市場における物品・サービスの供給源を掌握、統制することによる、競争相手と比較した事業者・事業者グループの優位性に基づき評価される、物品・サービスを流通、消費する市場または物品・サービスの供給源を掌握、アクセス、統制する能力

dd) 事業者、事業者グループが所有しており、もしくは製造・経営に使用しているテクノロジー、技術基盤に関する、競争相手と比較した優位性に基づき評価される、事業者、事業者グループのテクノロジー、技術基盤に関する優位性

e) 競争相手と比較した事業者、事業者グループの優位性を確定するために、物品・サービスの製造・経営用のインフラストラクチャの必要不可欠性、アクセスする能力に基づき評価される、インフラストラクチャを所有、掌握、アクセスする権利

g) 競争相手と比較した事業者、事業者グループの優位性を確定するために、物品・サービスの製造・経営活動における知的財産権の対象の必要不可欠性、事業者のアクセスする能力に基づき評価される、知的財産権の対象を所有、使用する権利

h) 顧客、事業者が、同じ関連市場におけるその他の事業者の物品・サービスの購入・販売に変更するために必要な費用および時間に基づき確定される、供給または需要源を関連するその他の物品・サービスに変更する能力

i) 事業者、事業者グループが現に経営活動をする分野・領域における具体的な条件において競争相手と比較した事業者、事業者グループの優位性を確定するために評価される、当該分野・領域における特殊要素

2. 事業者、事業者グループのかなりの市場優位性を確定するにあたり、国家競争委員会は、関連する機関、組織、個人の意見を聴取し、かつ、事業者に対して必要な情報、資料の提供を要請する権限を有する。

第5章

経済集中

第13条 経済集中通知の枠

1. 経済集中に参加する予定の各事業者は、本条第2項に定める場合を除き、競争法第33条1項の規定に従い、以下のいずれか一つに該当する場合、経済集中を進行する前に、国家競争委員会に通知しなければならない。

a) ベトナムの市場における、事業者または当該事業者が構成員である連結事業者グループの総財産は、経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度において3兆ドン以上に達した。

b) ベトナムの市場における、事業者または当該事業者が構成員である連結事業者グループの総売上高あるいは購入取引高は、経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度において3兆ドン以上に達した。

c) 経済集中の取引価値は1兆ドン以上である。

d) 経済集中に参加する予定の事業者の関連市場における合同市場占有率は、経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度において20%以上である。

2. 経済集中に参加する予定の金融機関、保険事業者、証券会社である各事業者は、競争法第33条1項の規定に従い、以下のいずれか一つに該当する場合、経済集中を進行する前に、国家競争委員会に通知しなければならない。

a) ベトナムの市場における、保険事業者または当該事業者が構成員である連結保険事業者グループ、証券会社または当該会社が構成員である連結証券会社グループの総財産は、経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度において15兆ドン以上に達した。ベトナムの市場における、金融機関または当該金融機関が構成員である連結金融機関グループの総財産は、経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度において、ベトナム市場における金融機関システムの総資産の20%以上に達した。

b) ベトナムの市場における、保険事業者または当該事業者が構成員である連結保険事業者グループの総売上高あるいは購入取引高は、経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度において10兆ドン以上に達した。ベトナムの市場における、証券会社または当該会社が構成員である連結証券会社グループの総売上高あるいは購入取引高は、経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度において3兆ドン以上に達した。ベトナムの市場における、金融機関または当該金融機関が構成員である連結金融機関グループの総収入は、経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度において、金融機関システムの総収入の20%以上に達した。

c) 保険事業者、証券会社の経済集中の取引価値は3兆ドン以上である。金融機関の経済集中の取引価値は、経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度における金融機関システムの総定款資本の20%以上に達する。

d) 経済集中に参加する予定の事業者の関連市場における合同市場占有率は、経済集中を進行する予定の年の直前の会計年度において20%以上である。

3. 経済集中がベトナム領土外において実施される場合、経済集中通知の枠は、本条の第1項a号、b号またはd号、第2項a号、b号またはd号に基づき適用される。

第14条 経済集中の予備審査

1. 十分性、合法性を満たす経済集中通知書類を受領した日から30日以内に、国家競争委員会は、以下の各内容の一つについて、経済集中の予備審査の結果の通知を発出する。

a) 経済集中を実施できる。

b) 経済集中は正式な審査をされなければならない。

2. 経済集中は以下のいずれか一つに該当する場合、実施できるとされる。

a) 経済集中に参加する予定の事業者の合同市場占有率は、関連市場において20%未満である。

b) 経済集中に参加する予定の事業者の合同市場占有率が、関連市場において20%以上であり、かつ、関連市場における経済集中後の各事業者の市場占有率の値の二重の合計が1,800未満である。

c) 経済集中に参加する予定の事業者の合同市場占有率が、関連市場において20%以上であり、関連市場における経済集中後の各事業者の市場占有率の値の二重の合計が1,800を超え、かつ、関連市場における各事業者の市場占有率の値の二重の合計の経済集中前後の増加振幅が100未満である。

d) 一種類の物品・サービスの一連の製造、流通、提供の過程において相互関係を有し、または、経営分野、業種が相互に投入し合うもしくは補助しあう経済集中に参加する各事業者の市場占有率は、それぞれの関連市場において20%未満である。

3. 本条第2項に規定する期間が経過したが国家競争委員会が予備審査結果の通知を発出していない場合、経済集中を実施することができる。

4. 本条第2項および第3項に定める場合に該当しない経済集中は、正式な審査を受ける。

第15条 経済集中のかなりの程度の競争制限作用またはその作用を惹起する可能性の評価内容

1. 経済集中の前後の、関連市場における経済集中に参加する事業者の合同市場占有率
2. 事業者の市場優位性を創出または強化する危機、関連市場における各事業者間の協調、共謀が増加する可能性を確定するために評価される、経済集中の前後を通じた関連市場の集中の程度
3. その他の競争相手の市場参入を阻止または排除することを目的として経済集中後の各当事者が、競争相手と比較して優れた競争優位性を創出する可能性を確定するために評価される、一種類の物品・サービスの一連の製造、流通、提供の過程において経済集中に参加する各事業者の関係、または相互に投入し合うもしくは補助しあう経済集中に参加する事業者の経営分野、業種
4. 経済集中の後に形成した事業者のかなりの程度の市場優位性を創出または強化する危機をもたらす、関連市場における競争相手との関係での経済集中後の事業者の製品特性、一連の製造・流通、財政的能力、ブランド名、テクノロジー、知的財産権に関する優位性およびその他の優位性に基づき、全体的に検討される、関連市場における経済集中による競争優位性
5. 以下の一つもしくは複数の要素に基づき評価される、経済集中後、事業者が価値を増加または利益の比率を増加させる能力
 - a) 経済集中後の事業者が、関連市場において物品・サービスの価格を値上げし、製造量または取引条件を変更する可能性に伴う、需要の予想される変化
 - b) 経済集中後の事業者が、物品・サービスの価格を値上げし、製造量または取引条件を変更する可能性に伴う、関連市場における競争相手である事業者の供給の予想される変化
 - c) 経済集中に参加する事業者用の投入要素である物品・サービスを供給する事業者の価格、製造量、取引条件の予想される変更
 - d) 市場上の競争相手である各事業者が、販売価格または利益の比率を増加させるために、協調または合意を増加させる条件および危機
 - dd) 経済集中後、事業者が価値または利益の比率を増加させる能力に影響を与えるその他の要素
6. 以下の一つまたは複数の要素に基づき確定される、経済集中後のその他の事業者の市場参入・拡大を排除または阻止する事業者の能力
 - a) 経済集中の前後の、製造・経営用の投入要素を統制する度合い
 - b) 経済集中前の期間における、分野・領域内の競争特徴および経済集中に参加する事業者の競争行為
 - c) 本議定第8条に定める市場参入・拡大の障壁

d) 経済集中後の事業者がその他の事業者の市場参入・拡大を排除または阻止する可能性をもたらすその他の要素

7. 事業者が経済集中に参加する分野・領域における特殊要素は、当該要素が、本条に定める、経済集中の競争制限作用またはその作用を惹起する可能性の評価結果を、直接影響を与えまたはかなりの程度に変更する場合に検討される。

第16条 経済集中の肯定的な作用の評価内容

国家競争委員会は、以下の要素の一つまたは複数の要素の結合に基づき、経済集中の肯定的な作用を評価する。

1. 以下の場面で評価される、国家の戦略、企画に従った分野・領域または科学、テクノロジーの発展に向けた肯定的作用：

a) 政府もしくは政府首相が承認した分野・領域の戦略、企画において示される目標に適合する、経済集中が与える、地方、分野・業種、領域および社会の規模、リソースによる経済効果の発揮の可能性

b) 価格を下げ、製品・サービスの品質を向上させ、または消費者および共同の利益に資することを目的として、能率、品質、経営効果を向上させるために、経済集中後の事業者が科学の進歩を適用し、テクノロジーを改善する度合い

2. 経済集中により与えられると予想される、市場参入・拡大または物品・サービスの製造の一連、流通のネットワークに参加するときの中小事業者の機会および好条件の評価に基づき検討される、中小事業者発展に向けた肯定的作用

3. 経済集中後の事業者の国内の製造・消費、物品・サービスの輸出の規模拡大による経済集中の肯定的な効果に基づき評価される、国際市場におけるベトナム事業者の競争力の増大

第6章

競争審査手続

第1節 証拠

第17条 証明の権利、義務

1. 不服申立者は、資料、証拠を収集、提出し、かつ、当該申立に十分根拠があり、適法であることを証明する権利および義務を有する。

2. 独立した立場で競争審査手続を要請する、関連する権益、義務を有する者は、資料、証拠を提供し、かつ、当該要請に十分根拠があり、適法であることを証明する権利および義務を有する。
3. 自己に対する他の者の申立て、要請に対し防御する被不服申立者、被審査人、関連する権益、義務を有する者は、当該防御に十分根拠があることを証明する権利を有し、かつ、証明するために証拠を提示しなければならない。
4. 競争事件審査機関は、競争法第 80 条 2 項に定める場合における、競争に関する法令違反行為を証明する義務を負う。

第 18 条 証明を要しない事実関係、事件

以下の事実関係、事件は、証明することを要しない。

1. 明白でだれもが知っており、かつ、競争制限事件処理評議会または国家競争委員会が認めた事実関係、事件
2. 文書に記載され、かつ、適法に公証、認証を受けた事実関係、事件。当該文書における事実関係、事件の真実性に疑いがある場合に、国家競争委員会は、当該文書を提供、提出した機関、組織、個人に、原本、正本を提出するよう請求することができる。
3. 被不服申立者、被審査人、関連する権益、義務を有する者が、もう一方の当事者の提示した事実関係、事件、資料、文書を認め、または否認しないときは、その事実関係、事件、資料、文書を提示した当事者は証明することを要しない。被不服申立者、被審査人、関連する権益、義務を有する者が審査手続に参加する代理人を有している場合において、当該代理人が認めまたは否認しないときは、それが代理の範囲を超えなければ、その当事者が認めたものとみなす。

第 19 条 証拠の提出

1. 通訳人を除く、競争法第 66 条に定める競争審査手続参加者は、競争事件の審査、解決にあたって、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会に資料、証拠を提出する権利および義務を有する。
2. 本条第 1 項に定める資料、証拠の提出は、記録に記載しなければならない。記録には、資料、証拠の名称、形態、内容、特徴、証拠の部数、ページ数および受領時刻を明記し、提出者の署名もしくは指印、および受領者の署名ならびに競争事件審査機関、国家競争委員会の押印を含まなければならない。記録は二部作成し、一部は競争事件書類に組み入れ、もう一部は、証拠を提出した当事者に交付する。
3. 少数民族の言語または外国語による資料、証拠は、適法に公証・認証を受けたベトナム語の翻訳版を添付しなければならない。

4. 資料、証拠の提出期間は、競争法第 81 条、第 87 条に定める審査期限、競争法第 89 条、第 90 条、第 91 条に定める補充審査期限を超えてはならず、または国家競争委員会の会長、競争制限事件処理評議会の会長の要請に従う。

第 20 条 鑑定請求、鑑定提議

1. 被不服申立者、被審査人、関連する権益、義務を有する者は、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の長に対して鑑定請求を求め、または、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の長が鑑定請求を拒否した場合に、自ら鑑定を提議する権利を有する。鑑定を提議する権利は、競争事件の審査、処理の期限内において実行される。

2. 被不服申立者、被審査人、関連する権益、義務を有する者が提議した場合または必要と判断した場合に、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の長は鑑定実施決定を発する。鑑定実施決定には、鑑定人の氏名、住所、鑑定が必要な対象、鑑定が必要な事項、鑑定人の結論が必要な具体的な要求を明記しなければならない。

3. 鑑定の結論が不明確であると思われる場合には、被不服申立者、被審査人、関連する権益、義務を有する者の要求に応じまたは必要と判断すれば、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の長は、鑑定人に対して鑑定の結論の説明を要求し、関連内容について直接陳述させるために鑑定人を招集する。

4. 被不服申立者、被審査人、関連する権益、義務を有する者が提議したときまたは必要と判断したときに、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の長は、鑑定の結論に不明確、不十分な内容がある場合、または以前の鑑定で結論付けられた事件の事実関係に関連がある新しい問題が生じた場合、追加鑑定実施決定を発する。

5. 再鑑定は、初回鑑定の結論が不正確であり、もしくは法令に違反したとされる根拠がある場合に実施される。

第 21 条 偽造告発された証拠の鑑定請求

1. 証拠が偽造であると告発された場合、その証拠の提出者は、証拠を取り下げる権利を有する。取り下げない場合に、告発人は、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会に、鑑定請求を提議する権利を有する。

2. 証拠の偽造に犯罪の兆候がある場合、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会は、刑事訴訟法に定める権限を有する調査機関に送付する。

3. 偽造の証拠を提出した者は、当該証拠偽造により他の組織、個人に損害が発生した場合には、損害賠償をし、かつ、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会が鑑定実施を決定した場合、鑑定費用を負担しなければならない。

第 22 条 証拠収集の囑託

1. 競争事件の処理において、国家競争委員会は、本条第3項に定める権限を有する機関に、審査手続参加者の陳述聴取、または証拠を収集し、競争事件の事実関係を確認するためのその他の措置の執行を囑託する決定を発することができる。
2. 囑託決定には、審査手続参加者の氏名、住所、および証拠収集のための具体的な囑託業務を明記しなければならない。
3. 資料、証拠の収集を外国で行わなければならない場合、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の長の要求に応じ、国家競争委員会は、権限を有するベトナムの機関、もしくはベトナム社会主義共和国とともに本件に関する国際条約に加盟した外国の権限を有する機関を通じて、または、互助原則に基づきベトナム法に反せず国際法および国際慣習に適合する範囲において、囑託手続を実施する。
4. 本条第1項に定める囑託が実施できない、または囑託を実施したが結果の回答が得られない場合、国家競争委員会、競争制限事件処理評議会は、事件書類における既存の情報、証拠を根拠として競争事件を処理する。

第23条 証拠保存

1. 証拠が競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会に提出された場合、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会が保存責任を負う。
2. 証拠を競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会に提出できない場合、当該証拠を保有している者が保存責任を負う。
3. 保存のために証拠を第三者に提出することが必要な場合、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の長は決定を発し、保存のための第三者への証拠提出調書を作成する。保存を引き受けた者は、調書に署名しなければならないが、当該証拠保存に対する報酬を受ける権利を有し、かつ、当該証拠保存について責任を負う。
4. 資料、証拠の損壊を厳禁する。

第24条 証拠調べ

1. 証拠調べは、適切で、客観的、包括的、かつ正確でなければならない。
2. 競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会は、証拠を一つずつ、証拠間の関連を調べ、かつ、各証拠の法的価値を確定しなければならない。

第25条 証拠の公表および使用

1. 本条第2項および第3項に定める場合を除き、すべての証拠は、公表され、公開的に使用される。

2. 国家競争委員会、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の会長は、以下の証拠を公表せず、かつ、公開的に使用しない。

a) 法令の規定に基づく、国家機密に属する証拠

b) 醇風美俗、競争審査手続参加者の正当な要求により、職業上の秘密、企業秘密、個人の秘密に関連する証拠

3. 必要な場合、国家競争委員会、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会の会長は、競争事件の審査および処理に適合する時期において、複数、一部または全部の証拠を公表し、かつ、公開的に使用する権限を有する。

4. 審査手続遂行機関、審査手続遂行者、審査手続参加者は、本条第2項に定める、公表および公開的な使用をしない場合に該当する証拠を、法令の規定に従い秘匿しなければならない。

第2節

競争事件の審査、処理における行政違反の阻止および処分保証方法

第26条 競争事件の審査、処理において権限を有する機関に行政違反の阻止および処分保証方法の適用を要請する手続

1. 国家競争委員会の会長は、競争事件の審査、処理において、文書により、権限を有する機関に対し、行政違反の阻止および処分保証方法の適用を要請する。

2. 競争事件の審査、処理において、行政違反の阻止および処分保証方法の適用を要請する文書は以下の主要な内容を含まなければならない。

a) 日付

b) 競争事件の審査、処理における行政違反の阻止および処分保証方法の適用を建議される事業者、分野・業種の団体、機関、組織、個人の名称、住所

c) 競争法違反行為の要約

d) 競争事件の審査、処理において行政違反の阻止および処分保証方法を適用しなければならない理由

dd) 適用時間、範囲、および適用する必要がある、競争事件の審査、処理における行政違反の阻止および処分保証方法、ならびにその他の具体的な建議

3. 要請文書を受領した日から3営業日以内に、要請を受けた機関は、競争事件の審査、処理における行政違反の阻止および処分保証方法の適用に関する決定を発しなければならない。要請

を受けた機関が、行政違反の阻止および処分保証方法の適用を拒否する場合には、文書により回答し、かつ、その理由を明記しなければならない。

第 27 条 競争事件の審査、処理において行政違反の阻止および処分保証方法を実施するための協調責任

国家競争委員会は、競争事件の審査、処理において行政違反の阻止および処分保証方法を適用するとき、権限を有する機関と協調する責任を負う。

第 28 条 競争事件の審査、処理における行政違反の阻止および処分保証方法の適用の取消し

競争事件の審査、処理において行政違反の阻止および処分保証方法を適用しなければならない理由がなくなった場合、国家競争委員会の会長は、権限を有する機関に対し、適用された方法の取消しを要請する。

第 7 章

施行条項

第 29 条 施行効力

本議定は、2020 年 5 月 15 日から施行効力を有する。

第 30 条 実施展開

1. 財務省は、競争制限協定に対する免除享受提議書類の審査過程、経済集中通知書類の審査過程、競争事件審査の過程および競争審査手続の過程において発生する費用を保障するための経費の設定、管理、使用について施行細則を定める。
2. 商工大臣、国家競争委員会会長は、本議定の施行を展開する責任を負う。
3. 各大臣、省同等機関の長、政府所属機関の長、各省・中央直轄市の人民委員会委員長は、本議定を施行する責任を負う。

送付先：

- 共産党中央委員会書記局
- 政府首相、各副首相
- 各省、省同等機関、政府所属機関
- 各省・中央直轄市の人民評議会、人民委員会
- 共産党の中央事務局および各委員会

**政府を代表して
首相**

- 書記長事務局
- 国家主席事務局
- 民族評議会および国会の各委員会
- 国会事務局
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計検査機関
- 国家財政監察委員会
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体の中央機関
- 政府官房：長官、各副長官、首相助手、電子情報ポータル社長、各部局、所属単位、官報
- 保存：文書管理、総合経済（2部）

グエン・スアン・フック